

# 福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部要項

(平成21年10月1日 工学研究科長裁定)

(設置)

**第1条** 福井大学学術研究院工学系部門研究活動推進委員会(以下「委員会」という。)の基に、福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部(以下「センター本部」という。)を置く。

(目的)

**第2条** センター本部は、学術研究院工学系部門(以下「工学系部門」という。)における研究活動をより活性化し、活動の水準を維持・発展させ、研究成果の量と質のより高い水準をめざすことを目的とする。

(研究プロジェクトの設置)

**第3条** センター本部に研究プロジェクトを置く。

2 研究プロジェクトの経費は、当該研究プロジェクトの研究員の研究費及び外部資金をもって充てることを基本とする。

(業務)

**第4条** センター本部は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 研究プロジェクトの設置・改廃に関わる次の業務

- ① 研究プロジェクトの募集・審査・採択
- ② 研究プロジェクトの継続・廃止審査
- ③ 研究プロジェクトの目的・目標・研究組織などの変更審査・承認
- ④ その他、研究プロジェクトの設置・改廃に関わる必要な事項

(2) 研究プロジェクトに対する予算支援、人的支援などの支援業務

(3) 工学系部門における研究活動・学術集会開催に関わる予算支援、人的支援等の支援業務

(4) 研究プロジェクト及び工学系部門における研究活動に係る広報

(5) その他、センター本部の目的を遂行する上で必要な業務

(組織)

**第5条** センター本部に、センター本部長を置き、委員会委員長をもって充てる。

2 センター本部に、工学系部門長の指名によるセンター副本部長1名を置く。

3 必要な場合は、センター本部に専任担当職員を置くことができる。

(センター副本部長の任期)

**第6条** センター副本部長の任期は、センター本部長の在任期間とする。

(管理・運営)

**第7条** センター本部の管理・運営は、委員会が当たる。

2 運営に必要な要項・申合せ等は、委員会で検討・審議し、教授会の議を経て制定する。

3 その他、センター本部の運営に必要な事項は、委員会で検討・審議し、決定する。

(庶務)

**第8条** センター本部の庶務は、総務部工学部運営管理課（以下、「運営管理課」という。）において処理する。

(経理)

**第9条** センター本部運用に関わる予算・経費の経理は、運営管理課において担当する。

2 研究プロジェクトに直接関わる研究予算・外部資金などの経理は、各研究プロジェクトのそれぞれの予算等の担当部署で行う。

(雑則)

**第10条** この要項に定めるもののほか、センター本部の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成26年9月12日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成29年3月7日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成31年4月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この要項は、令和2年4月1日から施行する。